（法第三十九条に規定する国税庁長官の通知）

第十九条　法第三十九条第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人又は連結親法人（法第三十六条第一項に規定する連結親法人をいう。以下この条において同じ。）の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二　前号の課税上の取扱いに関する申立てに係る対象法人（法第三十八条第一項に規定する対象法人をいい、法第三十六条第一項に規定する連結法人に限る。次項及び第三項において同じ。）の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三　第一号の課税上の取扱いに関する申立てが行われた日

四　第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る法人税額（法第三十九条第一項に規定する法人税額をいう。）又は個別帰属法人税額（同項に規定する個別帰属法人税額をいう。）の事業年度（法第二条第八号に規定する事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）又は連結事業年度（法第十四条第一項に規定する連結事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）及び次号に規定する地方法人税額の課税事業年度（法第三十二条第一項に規定する課税事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）

五　第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る地方法人税額（租税特別措置法第六十六条の四第二十一項第三号に掲げる更正決定に係る地方法人税額をいう。第三項において同じ。）

六　その他参考となるべき事項

2　法第三十九条第二項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人又は連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二　前号の課税上の取扱いに関する申立てに係る対象法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三　第一号の課税上の取扱いに関する申立てについて令第三十二条第一項各号に掲げる場合に該当することとなった日

四　その他参考となるべき事項

3　法第三十九条第三項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人又は連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二　前号の課税上の取扱いに関する申立てに係る対象法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三　第一号の課税上の取扱いに関する申立てが行われたと認める場合において法第三十二条第一項の国税庁長官の確認が行われた日

四　前号の国税庁長官の確認に基づく法人税額（法第三十九条第三項に規定する法人税額をいう。）又は個別帰属法人税額（同項に規定する個別帰属法人税額をいう。）の事業年度又は連結事業年度及び次号に規定する地方法人税額の課税事業年度

五　第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る地方法人税額

六　その他参考となるべき事項

4　法第三十九条第六項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十八条第五項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人又は連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二　前号の課税上の取扱いに関する申立てに係る対象法人（法第三十八条第五項に規定する対象法人をいい、法第三十六条第一項に規定する連結法人に限る。次項において同じ。）の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三　第一号の課税上の取扱いに関する申立てが行われた日

四　第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額（法第三十九条第六項に規定する法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額をいう。）の事業年度（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の十二第一項に規定する事業年度をいう。第六項第四号において同じ。）

五　その他参考となるべき事項

5　法第三十九条第七項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十八条第五項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人又は連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二　前号の課税上の取扱いに関する申立てに係る対象法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三　第一号の課税上の取扱いに関する申立てについて令第三十二条第八項各号に掲げる場合に該当することとなった日

四　その他参考となるべき事項

6　法第三十九条第八項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第三十八条第五項に規定する課税上の取扱いに関する申立てをした法人又は連結親法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

二　前号の課税上の取扱いに関する申立てに係る対象法人の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地及び法人番号

三　第一号の課税上の取扱いに関する申立てが行われたと認める場合において法第三十二条第一項の国税庁長官の確認が行われた日

四　前号の国税庁長官の確認に基づく法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額（法第三十九条第八項に規定する法人税額の課税標準とされた所得又は連結所得に係る個別所得金額をいう。）の事業年度

五　その他参考となるべき事項

（法第四十条第四項において準用する法第三十九条第一項から第三項までに規定する国税庁長官の通知等）

第二十条　前条第一項から第三項まで（第一項第二号及び第五号、第二項第二号並びに第三項第二号及び第五号を除く。）の規定は、法第四十条第四項において準用する法第三十九条第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項		
第一項第一号		
第三十八条第一項	法人又は連結親法人（法第三十六条第一項に規定する連結親法人をいう。以下この条において同じ。）の名称、代表者、主たる事務所又は事業所の所在地	法人番号
第三十九条第一項に規定する総務省令、財務省令	市町村民税の納税義務者の氏名、住所	個人番号
第四十条第四項において準用する法第三十九条第一項に規定する総務省令、財務省令	第四十条第二項において準用する法第三十八条第三項	